

「第二次財政再建推進プラン」に関する意見書

住民福祉を向上させる施策を継続的、安定的に行っていくためには、健全な財政基盤の確保が必要です。東京都の財政再建は、区市町村においても重要かつ緊急の課題です。

現在、都財政は危機的な状況に直面しており、財政再建団体転落の瀬戸際に立っています。ひとたび財政再建団体に転落すると、都が独自で行っている事業は全て国並みの基準に引き下げられ、住民生活に深刻な影響が生じてきます。

こうした状況から脱却するために、都は平成十一年七月に「財政再建推進プラン」を策定し、全力をあげて取り組んできました。さらに本年十月十七日には「第二次財政再建推進プラン」を策定しました。このプランは、都財政の力強い再建を進める決意を示すとともに、これまで都が充実させてきた住民サービスが根底から崩れることを防ぐものであります。今後も都と区市町村が協力し、住民福祉の充実を進めることを可能にする意義あるものと評価いたします。

財政再建の過程において、施策や補助金の見直しは当然です。しかし、その中には住民生活にとって今後も継続していかなくてはならない重要なものと時代の経過とともに必要度が低くなってきたものがあります。これらの見直しにあたっては、都と区市町村が十分に精査し、適切に行うことが必要です。

よって、江戸川区議会は、東京都に対し、第二次財政再建推進プランが住民にとって、永続的な福祉の向上に寄与するよう十分な考えのもとに力強く推進することを強く要望します。

以上、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出します。

平成十五年十月二十二日

江戸川区議会議長 八武崎 一郎

東京都知事 あて